



● 誌上法学講座

【消費生活相談に役立つ民法の基礎知識】

第3回



村 千鶴子 Mura Chizuko

東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事
 専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に「Q&A消費生活相談の基礎知識—知っておきたい民事のルール」(ぎょうせい)、『誌上法学講座—特定商取引法を学ぶ—』(国民生活センター)ほか多数。

「人」について

— 自然人の能力 —

1 権利の主体と客体(目的物)

民法では、契約を結ぶといった権利の主体となる者と権利の客体(目的物)になるものとを区別しています。権利の主体となる者には**法人**と**自然人**とがあります。民法総則の第2章において「人」についての規定を置いています。これらはすべて「自然人」に関するものです。法人については、次の第3章に規定があります。

民法の条文を見ると、「債権者」「債務者」などという表現が出てきますが、これらの権利の主体となる「者」には、自然人と法人とが含まれています。

一方、契約などで売買や賃貸などの対象となるものを「目的物」といいますが、民法では目的物で形のあるもの(民法では「有体物」といいます)のことを「物」と呼んでいます。物については、第4章に規定があります。「物」は不動産と動産に分けることができます(85条、86条)。消費者契約でトラブルが多い契約にペットの売買契約がありますが、ペットの犬や猫は動産です。犬や猫は契約などの目的物であって、権利の主体になることはできません。

今回は、権利の主体である自然人について取り上げます。

2 自然人と法人

自然人とは、人間を指します。人間は、自然に生まれて成長して大人になり寿命が尽きれば死ぬものであることから、民法上は自然人と呼んでいます。自然人という用語は条文に書いてあるわけではありませんが、法人と対比する意味で普通の人間を指す用語として民法解釈上用いられている基本的な用語です。

自然人のことを消費者契約法(以下、消契法)では個人と表現しています(消契法2条)。消契法では、取引の当事者を事業者と消費者に区別をする必要がある一方、民法では権利の主体となる者を自然人と法人とに区別するためであるということから、同じ「人間」を指すものでも用いる用語が違ってきます。民法と消契法では法律の目的が違うので、その目的の違いから人間の呼び方も違ってきます。

一方、**法人**とは、人の集まりである団体(社団)や財産の集まり(財団)を法律上一人の人間として扱い、権利の主体として認めるために設けられた法律上の制度です。法人は人工的な「人」であるといえるわけです。法人は法定主義を取っており、法律に基づいて設立手続きをしたうえで登記をする必要があります。消費生活



において最も身近な法人は株式会社などの会社です。例えば、コンビニもスーパーも、多くの場合は八百屋さんなどの小売店でも株式会社組織となっているものが普通です。

3 自然人の能力

— 権利能力、意思能力、行為能力 —

自然人の能力としては3種類の能力の概念があります。**権利能力**、**意思能力**、**行為能力**です。権利能力と行為能力については民法に規定がありますが、意思能力については現行の民法には規定はありません。

権利能力とは、すべての人間が生まれてから死ぬまで当然に持っている権利の主体者となることのできる能力を意味します（3条）。生きているすべての人間は、誰でも平等に権利能力を持っています。生まれたばかりの赤ちゃんも認知症の高齢者も事故で昏睡状態に陥った人間も、生きているすべての自然人には権利能力があるのです。

しかし、すべての人が自分で判断をして、判断に基づいて行動をし、行動をした結果に対して責任を負うことができるだけの能力を持っているわけではありません。そこで、権利能力とは別のレベルの意思能力という概念が必要になってきます。

意思能力とは、法的効果が発生することを自分で考えてその考えに基づいて行動をし（相手方に自分の考えを伝え）、自分の行動（相手に伝えた内容）に対して法的責任を負うことができる能力です。例えば、生まれたばかりの赤ちゃんには権利能力はありますが、自分で契約をするかどうかを決めて相手に伝えて話し合っただけで契約を締結して、その契約について責任を負うだけの能力はありません。つまり、赤ちゃんには権利能力はあるが、意思能力はないということになるわけです。認知症でまったく判断力がなくなった人も同様に意思能力はありません。こういう人を「意思無能力者」といいます。

意思能力は、権利能力や後述の行為能力のよ

うに民法の条文があるわけではありません。が、自然人が自分の行った契約などの法律行為に責任を負うためには、意思能力があることが当然の前提となっています。民法の体系において当たり前の前提なのに、条文として盛り込まれていない場合があります。これは明治時代に民法が制定されたときに専門家が分かればよいと考えられたためであるといわれています。ですから、条文がないからそういう考え方はしないとか、そういう概念はないというわけではありません。民法の勉強に当たってはこのような条文にはない民法の「イロハ」に該当する事柄も基礎知識として知っておかなければならないのです。

実務では意思無能力者のした法律行為は無効とする判決が定着しています（大審院明治38年5月11日判決など）。学説でも意思無能力者の法律行為は無効とすることに異論はありません。

現在法務省で検討が進められている民法改正作業では、判例で確立している「意思無能力者のした法律行為は無効とする」旨の規定を明記する提案がされています。一般の国民が読んで分かりやすい民法にしようという趣旨からの提案で、各界からも異論は出ていません。

ただし、契約締結時に本人に意思能力があったかどうかは問題となるのは、契約締結から時間が経過した後のことです。契約締結時に自分が意思無能力者であったことを証明できなければ、契約は有効として扱われます。過去のある日にさかのぼって、その時の自分の意思能力の程度を証明することは、現実には容易なことではありません。また、意思能力がないわけではないが不十分である人の保護にも欠けることになります。

そこで、民法は「**行為能力**」制度を設けました。「年齢二十歳をもって、成年とする」（4条）と定め、成年は一律に行為能力者とししました。成年に達しない者（未成年者）は制限行為能力者として保護制度を設けました。ただし、成年に達した人でも意思能力が不十分な場合があります。事故、病気、高齢化に伴う認知症などで

す。成年が意思能力が不十分になった場合には、低下の程度によって成年後見、保佐、補助の3種類の支援制度を設けています（表）。この場合には個々別々の事情によるものなので、家庭裁判所に開始の審判の申立てをしたうえで開始の審判をしてもらい、東京法務局に登録をする必要があります。

4 判断不十分者と意思能力

問題となるのは、意思能力とはどの程度の能力なのかということです。

最近、高齢社会となり高齢者の消費者被害が増加し続けています。消費生活相談では、高齢者などの消費者被害についての相談業務でのキーワードとして「判断不十分者」という用語があります。この用語は、特定商取引法（以下、特商法）における訪問販売の規制で「老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること」を禁止して行政指示の対象としていることを踏まえたものかと思われます（特商法7条4号、施行規則7条2号）。おそらく、「判断不十分者」というキーワードは、特商法のこの禁止行為違反がある相談内容であることを示すため用意されたものではないかということです。

一方で、これらの相談を受けた相談員の中に「判断不十分者の契約だから、この契約は当然無効」と主張する人がいます。判断不十分者＝意思無能力者と考えているのか、あるいは特商法で禁止されているから当然無効だと思っているのか分かりませんが、大変気になることです。

民法上の意思能力のレベルは裁判例などでは

だいたい6、7歳程度の知的能力であるとしています。消費者被害で、判断不十分者と呼ばれている多くの高齢者は小学校1年生程度の知的能力もないのでしょうか。たぶん多くの場合には、普段の暮らしは買い物も含めて不自由はない場合が少なくないのではないのでしょうか。また、消費生活相談で対応しただけで意思能力の程度を知ることはきわめて難しいのではないかと思います。消費生活相談でのようすや話の内容だけで安易に意思無能力と決めつけることはすべきでないと思われます。

ただし、100年以上前の単純だった取引社会と違い、近年では消費生活も大変複雑多様化しています。日常の買い物のような取引から高度な金融サービス取引までさまざまです。民法学者や実務家の中には、意思能力のレベルも取引の種類によって違ふとすべきではないかと指摘する人もいます。この点については、今後の課題と考えられます。

5 未成年者の保護

(1) 未成年者保護の概要

制限行為能力者制度の中から、消費生活相談に比較的多くみられる未成年者の制度について詳しく取り上げます。

民法では、「年齢二十歳をもって、成年とする」（4条）と定め、まだ成年に達していない未成年について、制限行為能力者として保護しています。人生経験も知識も不十分で未熟であり、自分にとっての法的利益を考慮して適切な判断や行動を取ることができない可能性があることから、一人前になるまでは保護をしようとする趣旨です。

未成年者の場合には、親権者が養育監護・教育の権利と義務を負い、未成年者の財産関係については法定代理人でもあります。親権は、戸

種類	レベル	支援者	支援者のできること
成年被後見人	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	後見人	代理権、取消権
成年被保佐人	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者	保佐人	一部について同意権、取消権、代理権
成年被補助人	精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者	補助人	裁判所が指定した行為について同意権、取消権、代理権

表 成年後見制度の種類



籍上の親が負うもので、両親がいる場合には両親による共同親権が原則です（818条、820条、824条）。成年が制限行為能力者となるためには家庭裁判所の開始の審判と成年後見人・保佐人・補助人の選任が必要ですが、未成年者の場合には、戸籍上の生年月日、親などによって決まるしくみになっています。

そこで、未成年の場合には法定代理人である両親が未成年者の保護のための支援を担います。

(2) 未成年者が契約するとき

未成年者が法律行為をする場合には法定代理人の同意を得なければなりません。ただし、単に権利を得、または義務を免れる法律行為については、未成年者の不利にはならないため、この限りではなく、つまり法定代理人の同意は必要ありません。

法律行為には、契約・単独行為・合同行為の3種類がありますが、法律行為の主なものは契約です。消費生活相談では、消費者と事業者との契約に関する相談が多いので、契約の場合であると考えるだけでよいでしょう。

したがって、未成年者が契約を締結する場合には、法定代理人の同意が必要であるということになります。

(3) 法定代理人の同意がないとき

未成年者が、法定代理人の同意を得ないで、自分だけの判断で契約を締結した場合には、その契約を取り消すことができます（5条2項）。軽率に行った契約は、理由を問わないで取消しできるとしたわけです。取消通知をすれば契約は最初にさかのぼって無効となるので、未成年にとっては大変活用しやすい制度です。

取り消すことができるのは未成年者本人と法定代理人です。法定代理人は、未成年者の意向とは別に、その契約が不適切・不要と判断した場合には独自に取り消すことができます。消費生活相談では、親は猛反対して取り消したいと言っているのに未成年者本人が契約を続けたいと言っている場合があり、相談担当者の中には「判断に困る」という人もいます。しかし、法的

には法定代理人は契約を取り消すことができます。家庭内でよく話し合いをしてもらう必要があることは別としても、未成年者にはこの契約はふさわしくないと法定代理人が判断する場合には、未成年者が欲しがっていても取消しはできません。

契約を取り消す旨の通知を相手に出せば、相手に届いたときに、最初にさかのぼって契約は無効となります。契約がなかった時点に巻き戻すための清算処理が必要となります（原状回復といいます）。

取り消すことができる期間は、取消事由がなくなってから5年間です。未成年者が成年になってから5年経過すれば取消しはできなくなるということです。ただし、成年に達してから本人が債務の履行をしたり、相手に対して債務履行を求めたりした場合には、以後は取り消すことはできなくなります（法定追認といいます）。

(4) 取消しできないとき

未成年者が単独で契約した場合でも、取り消すことができない場合があります。大きく分けると2種類あります。第一は、あらかじめ法定代理人が包括的に処分を許していた場合、第二は未成年者が成年であることを信用させるために詐術を用いた場合です。第二は「クリーンハンス」といわれる、手を汚した者は保護しないという民法上の考え方によるものです。

第一は「お小遣いの範囲の取引」と説明されることがあります。ここでいうお小遣いとは「小銭」という意味ではなくて、「自由に使ってもよい」として与えられた財産を意味します。民法では、「…法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする」（5条3項）と定めています。自由に使ってよいと与えられていたお小遣いというのは、後段の規定を指します。法定代理人が「好きに使いなさい」と渡しているのですから、いちいち法定代理人の同意は要らないわけです。